

「水災害意識社会 再構築ビジョン」に基づく

木津川上流部の取組方針

平成 30 年 6 月 1 日改定

木津川上流部大規模水害・土砂災害 に関する減災対策協議会

伊賀市、名張市、津市、曾爾村、山添村、宇陀市、御杖村、笠置町、南山城村
三重県、奈良県、京都府
水資源機構、津地方气象台、奈良地方气象台、国土交通省近畿地方整備局

1. はじめに

平成 27 年 9 月関東・東北豪雨災害により、鬼怒川の下流部では堤防が決壊するなど、氾濫流による家屋の倒壊・流失や広範囲かつ長時間の浸水が発生した。また、これらに避難の遅れも加わり、近年の水害では類を見ないほどの多数の孤立者が発生した。

このようなことから、国土交通大臣から社会資本整備審議会会長に対して「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について」が諮問され、平成 27 年 12 月 10 日に「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について～社会意識の変革による「水防災意識社会」の再構築に向けて～」が答申された。

国土交通省では、この答申を踏まえ、新たに「水防災意識社会 再構築ビジョン」として、全ての直轄河川とその氾濫により浸水のおそれのある市町村（109 水系、730 市町村）において、水防災意識社会を再構築する協議会を新たに設置して減災のための目標を共有し、平成 32 年度を目処にハード・ソフト対策を一体的・計画的に推進することとした。

木津川上流部では、この「水防災意識社会 再構築ビジョン」および平成 26 年 8 月に発生した広島市の大規模土砂災害を踏まえ、地域住民の安全安心を担う沿川 4 市 1 町 4 村（名張市、津市、山添村、宇陀市、曾爾村、御杖村、伊賀市、笠置町、南山城村）、三重県、奈良県、京都府、水資源機構、津地方气象台、近畿地方整備局で構成される「木津川上流部大規模水害・土砂災害に関する減災対策協議会」を平成 28 年 6 月 1 日に設立した。

本協議会では、平成 25 年 9 月の台風 18 号による洪水をはじめとして近年浸水被害が頻発する木津川上流部において、平成 27 年 9 月の関東・東北豪雨や平成 26 年 8 月の広島土砂災害等の教訓を踏まえ、主な課題を抽出し、「逃す・防ぐ・回復する」ことに主眼をおいた取組方針を作成した。

また、大規模水害・土砂災害の意識が、若い世代を中心に記憶から薄れている現状を鑑み、『次世代に「水害・土砂災害に強い地域」と水防災意識を「継承」する。』ことも目標に位置づけ、取組方針をとりまとめた。

また、平成 28 年 8 月には、台風 10 号等の一連の台風によって、北海道・東北地方の中小河川等で氾濫が発生し、逃げ遅れによる多数の死者や甚大な経済被害が発生した。

この災害を受け、とりまとめられた社会資本整備審議会の答申を踏まえ、「水防災意識社会」の再構築に向けた取組を中小河川も含めた全国の河川でさらに加速化させるため、「大規模氾濫減災協議会」制度の創設をはじめとする「水防法等の一部を改正する法律」が平成 29 年 6 月 19 日に施行された。

今回の水防法等の施行と合わせて、「水防災意識社会」の実現に向け、緊急的に実施すべき事項について実効性をもって着実に推進するため、本協議会においても府県等の関係機関と緊密に連携し、各種取組を推進することで、「水防災意識社会」の一刻も早い再構築を目指す。

主な取組の具体的な内容としては、以下のとおりとまとめた。

- ・ハード対策では、洪水を河川内で安全に流す対策として堤防整備や河道掘削などの実施に加え、避難行動、水防活動に資する基盤、危機管理型ハード整備等を実施する。
- ・ソフト対策では、下記の取り組み等を展開することにより、各家庭の取り組みから関係機関（協議会）までが「水防災意識社会の再構築」に向けた減災対策を醸成する。

「逃がす」取り組み：避難情報が対象者に着実に届くように防災行政無線の電子化や防災メールの導入など。

住民の防災意識・知識の向上を図るため、防災に関する補助教材を活用し、学校などを対象とした出前講座の実施など。

避難のための時間を十分に確保した避難勧告等の発令を可能とするようタイムラインの作成・訓練などを協議会構成員全体で連携して実施など。

「防ぐ」取り組み：水防団や消防団、自主防災組織等の協力・連携強化のため、市町村を越えた広域水防訓練の検討等。

「回復する」取り組み：氾濫水の迅速な排水に向けた、大規模水害を想定した木津川上流域排水計画（案）の作成など。

災害時にも行政事務機能を継続的に実施するため、庁舎の耐水対策化や事業継続計画の作成など。

そして、これらの取り組みを着実に進めて、次世代へ『継承』していくために、防災啓発活動等の推進を域内全教育委員会に積極的に働きかける。

今後、本協議会は、毎年出水期前に開催して、取組の進捗状況を把握するとともに、必要に応じて取組方針を見直していく。また、実施した取組についても訓練等を通じて習熟、改善を図る等、継続的なフォローアップを行うこととする。

なお、本取組方針は、本協議会規約第7条に基づき作成した。

※本取組方針（水害に対する取組）は、直轄管理区間及び県管理区間を対象としたものである。

2. 本協議会の構成員

本協議会の参加機関及び構成メンバーは以下のとおりである。

参加機関	構成メンバー
伊賀市	市 長
名張市	市 長
津市	市 長
曾爾村	村 長
山添村	村 長
宇陀市	市 長
御杖村	村 長
笠置町	町 長
南山城村	村 長
三重県	伊賀建設事務所長、伊賀地域防災総合事務所長 津建設事務所長、津地域防災総合事務所長
奈良県	奈良土木事務所長、宇陀土木事務所長
京都府	山城南土木事務所長
水資源機構	木津川ダム総合管理所長
気象庁	津地方気象台長、奈良地方気象台長
近畿地方整備局	木津川上流河川事務所長 紀伊山系砂防事務所長 淀川ダム統合管理事務所長

3. 木津川上流部の概要と主な課題

(1) 木津川上流部の概要

木津川上流域は、三重県、奈良県、京都府の3県にまたがっており、流域面積は（笠置橋より上流）が1,308km²、その90%以上は山地で占めており、年間降水量は、全国平均よりやや多く、梅雨頃から台風が多い5月から10月にかけて降雨が集中する傾向にある。

木津川の本流は、布引山脈に源を発し、山間を曲流して上野盆地に出て、鈴鹿、布引山脈に源を発する柘植川・服部川を合流する。さらに岩倉峡を西流して、大河原で名張川を合わせ、笠置を経て山城盆地の流末で、淀川に合流している。岩倉で合流するこの3河川は、流路延長及び標高差が余り違わず、それぞれの河川の洪水ピークはほぼ同時刻に岩倉地点にて現れる。3河川合流後の岩倉峡は川幅が約60m、延長約5kmの狭窄部のため、洪水疎通が著しく阻害される。そのため直上流の上野盆地で湛水し、たびたび浸水被害をもたらしている。これに対して上野地区では、流量調節機能の確保と伊賀市周辺の治水対策を目的として、洪水時に洪水の一部を一時的に貯留させる上野遊水地を平成27年6月15日から運用を開始している。

また、木津川左支川である名張川は、尼ヶ岳、大洞山、高見山等の布引山地に連なる山々から源を発し、名張盆地の手前で青蓮寺川と、盆地に出て奈良県から流れてくる宇陀川と合流し、名張市街地に沿って流れ、月ヶ瀬の峡谷を經由して、大河原で木津川と合流する。

木津川上流の直轄砂防事業は、水系一貫の考えから明治11年より山腹工を主体とする砂防事業が開始され、昭和26年に木津川で初めての砂防堰堤に着工した。

しかし、昭和34年の伊勢湾台風によって、木津川上流域は甚大な被害を被り、無数の山腹崩壊地から生産された有害土砂が下流へ流れ込み、多くの人命、財産を奪った。こうしたことから事業区域を上流へ拡げつつ、下流域への有害土砂の流出防止と土石流対策を目的に、これまで110基の砂防堰堤を設置している。

(2) 主な課題

木津川上流部では、過去の災害を踏まえて、計画的に河川や砂防の施設整備を進めているが、近年頻発する浸水被害、平成 27 年 9 月の関東・東北豪雨、平成 26 年 8 月の広島土砂災害等の計画規模を超えるような大規模な災害や、木津川上流部の河川と山地に囲まれた地形的な特性から懸念される水害と土砂災害が同時に発生した場合の災害（以下「複合災害」）に対する減災対策が不十分である。

これら木津川上流部における水害、土砂災害及び複合災害における減災対策の主な課題は以下のとおりである。

「逃がす」

○災害情報の伝達方法や避難計画が十分に整備されておらず、住民の防災意識、知識も十分でない。

「防ぐ」

○自主防災組織や水防団等の協力・連携が十分でなかったり、水防資機材の準備についても課題が残る。

「回復する」

○災害発生時における速やかな生活基盤の回復方法や手順・分担等を決めておく必要がある。

4. 現状の取組状況

木津川上流部では、避難勧告・避難指示に関する発表時期、防災組織の協力・連携体制の重要性、及び水防資機材の確認状況、水防活動の事前準備など、これまでの水害・土砂災害対策に課題があることが確認された。

また、木津川上流部は、山地と河川に囲まれた地形的特性から、水害・土砂災害が同時期に発生する可能性を有している。

本協議会では、このような認識のもと、参加機関における洪水時の情報伝達や水防に関する事項等について現状及び課題を抽出し、平成 32 年度まで（奈良県管理区間においては平成 33 年度まで）に達成すべき目標を掲げて、参加機関が連携して取り組んでいく内容を以下のとおりに取りまとめた。

参加機関が現在実施している主な減災に係る取組と課題は、以下のとおりである。

(1) 水害に係る現状と課題

① 情報伝達、避難計画等に関する事項

※現状：○、課題：●（以下同様）

項目	○現状 と ●課題	
想定される浸水リスクの周知 (国)	○国交省では、淀川水系において甚大な被害を与えた昭和 28 年 9 月（名張川流域は昭和 34 年 9 月）洪水時の 2 日間総雨量の 2 倍(※)を想定した浸水想定区域図を公表している	
	○府県管理河川では、計画規模相当の降雨による浸水想定区域図を公表している ※公表当時、超過洪水が発生した時においても壊滅的な被害を回避するため、東海地方で甚大な被害をもたらした平成 12 年 9 月東海豪雨規模に相当する雨を想定。ハザードマップ作成にあたっては、指定区間に合わせた計画規模の想定図を別途提供。	
	●浸水エリアの認識や周知が不足している ●計画規模相当の洪水が発生した場合の浸水エリアが分からない ●想定最大外力規模の洪水が発生した場合の浸水エリア、迅速な避難を必要とする倒壊家屋の危険エリア及び生活回復の目安となる浸水の継続時間が分からない	A
●想定最大外力規模の洪水が発生した場合に逃げるための目安となる浸水状況（浸水深及び浸水エリア）の時系列がわからない	B	

※表中のアルファベットは、概ね 5 年間で実施する取組内容（P19～31）の「課題の対応」対応項目を表す。

※現状：○、課題：●（以下同様）

項目	○現状 と ●課題	
避難勧告等の発令について	○国交省と気象庁が合同で洪水予報を発表し、自治体への連絡を通じて住民への周知を行っている ○府県管理河川（洪水予報河川・水位周知河川）では、自治体への連絡を通じて住民への周知を行っている ○水機構では、ダムのゲート放流開始時、洪水調節時等に関係機関へ放流通知を行うとともに、一般住民に向けてサイレン・スピーカー放送により周知を行っている ○災害発生の恐れがある場合には、国交省事務所長から関係自治体首長に対して情報伝達（ホットライン）をしている	
	●避難勧告が夜間の場合、避難中の災害や事故等が懸念される ●空振りの避難勧告が多発した場合に信憑性が薄れる ●災害時に躊躇なく避難勧告などの発令ができるよう、事前に客観的な指標で時系列ごとに整理した避難行動計画の策定が十分なされていない ●広域避難を踏まえた避難勧告等の発令基準が十分整備されていない	C
	●想定最大外力時に対して、要援護者などを想定した避難勧告の発令となっていない	D
	●現状の洪水予報文では、対象区域・切迫感が伝わりにくい	E
避難場所、避難経路について	○H14 に公表された浸水想定区域図（三重県では 1/100 規模の浸水想定区域図）をもとに、各自治体にてハザードマップを作成している ○避難経路については、自主防災組織・住民に委ねている	
	●現在のハザードマップにある避難場所は、計画規模を超える洪水により浸水する場合を想定していない	F
	●浸水エリア内に避難場所や避難経路が指定されている ●避難経路が表示されていないハザードマップがある ●要配慮者などを考慮した避難場所・避難経路となっていない	G

※表中のアルファベットは、概ね5年間で実施する取組内容（P19～31）の「課題の対応」対応項目を表す。

※現状：○、課題：●（以下同様）

項目	○現状 と ●課題	
住民等への情報伝達の体制や方法について	○防災行政無線を整備してきている ○避難勧告・指示を発令した場合は、防災行政無線、拡声器付広報車、自治体職員・消防団員等による巡回等により住民へ伝達する ○防災情報メール、防災ラジオにより情報を発信している	
	●メールやWEB等の通信手段では、高齢者等に防災情報が伝わりにくい ●住民に対し切迫感が伝わっていない ●住民の防災意識・知識が十分でない ●豪雨時には、防災行政無線や広報車からの避難情報放送が聞こえにくい	H
避難誘導體制について	○指定避難所の表示板を設置している	
	●高齢者に配慮した避難計画となっていない ●夜間などの避難勧告発令時期のタイミングが難しい ●要配慮者などの避難誘導體制が確保されていない	I
避難に関する啓発活動について	○現状では特に無し	
	●水害経験の無い世代への水防災意識の伝承が十分でない	J

※表中のアルファベットは、概ね5年間で実施する取組内容（P19～31）の「課題の対応」対応項目を表す。

【奈良県管理区間における現状と課題】

※現状：○、課題：●（以下同様）

項目	○現状 と ●課題	
想定される浸水 リスクの周知 (県)	○木津川上流の県管理区間において計画規模の外力による浸水想定区域を公表している ○各自治体では、浸水想定区域図をベースとした洪水ハザードマップを作成・公表している ○県では、想定最大降雨規模の外力を対象とした洪水浸水想定区域図を作成中である	
	●木津川上流県管理区間における想定最大規模の外力を対象とした洪水浸水想定区域が公表されていない ●想定最大規模の外力を対象とした洪水浸水想定区域図をベースとした洪水ハザードマップが作成・公表されていない	㉑
避難勧告等の発令について	○水位周知河川では、避難勧告等の発令基準が定められている ○水位周知河川以外では、避難勧告等の発令基準が定められていない ○県とのホットライン構築の必要性を感じている ○県とのタイムライン作成の必要性を感じている	
	●県と自治体、地域住民とのホットラインが構築されていない	㉒
	●水位周知河川以外でも、避難勧告等を定める必要がある地区がある	㉓
	●自治体と県のタイムラインを作成する必要がある	㉔
避難場所、避難経路について	○浸水が想定されている避難所がある ○避難所ごとの避難経路が定められていない ○近隣自治体と連携した避難所の設定や連絡体制が定められていない ○まるごとまちごとハザードマップを整備していない	
	●浸水しない避難所を設定する必要がある ●避難所ごとの避難経路を定める必要がある ●想定最大規模の災害を想定し、近隣自治体と連携を深める必要がある ●まるごとまちごとハザードマップの整備が必要である	㉕

※表中のアルファベットは、概ね5年間で実施する取組内容（P19～31）の「課題の対応」対応項目を表す。

※現状：○、課題：●（以下同様）

項目	○現状 と ●課題	
住民等への情報伝達の体制や方法について	○各自治体は複数の手段を用いて情報伝達を実施している ○現状の情報伝達手段では、住民等に確実に伝達できるか不安を持っている自治体もある	
	●住民等に確実に情報を伝達するための整備が必要である ●情報連絡体制の強化が必要である	⑥
避難誘導體制について	○住民の避難誘導體制が確立されていない自治体もある ○避難所までの避難訓練が実施できていない自治体もある ○浸水が想定されている要配慮者施設が把握できていない自治体もある	
	●避難誘導體制を確立する必要がある ●避難訓練を実施する必要がある ●要配慮者施設における避難計画を作成する必要がある	⑦
避難に関する啓発活動について	○水害に関する出前講座を実施していない ○義務教育に防災に関するカリキュラムを組み込んでいる自治体もある	
	●水害に関する出前講座、義務教育による防災教育等の取り組みを行い、より活発に啓発活動を行う必要がある	⑧

※表中のアルファベットは、概ね5年間で実施する取組内容（P19～31）の「課題の対応」対応項目を表す。

② 水防に関する事項

項目	○現状 と ●課題	
河川水位等に係る情報提供について	○基準観測所の水位により水防警報を発令している ○水機構では、HPにて、ダム諸量等のリアルタイム情報を提供している	
	●基準地点等の河川水位、ダム貯水位しか情報提供がなされていない	K
河川の巡視区間について	○出水時において、河川管理施設を点検するため河川巡視を実施している ○自治体・消防団等と、洪水に対しリスクの高い区間の合同巡視を実施している	
	●対象区間が広範囲であり、優先的に水防活動を実施すべき箇所の特定期間・共有が十分にされていない	L
水防資機材の整備状況について	○庁舎、国交省事務所・出張所・防災ステーション等に水防資機材を備蓄している	
	●資機材の過不足の確認ができていないため、資機材の補充等が的確に行われていない懸念がある ●国交省と自治体・水機構の非常時の相互支援方法が十分確認されていない	M
市町村庁舎、災害拠点病院等の水害時における対応について	○本庁舎に災害対策本部を設置して対応する ○堤防が決壊した場合の想定浸水深等について、事前の確認が十分にできていない施設がある	
	●大規模な水害時には、庁舎や災害拠点病院等が浸水し、機能が低下・停止する ●庁舎や災害拠点病院等では、避難した住民を受け入れること等により、本来実施すべき事務等に支障を来すことが懸念される	N
	●大規模工場等での水害リスクや浸水対策に対する知識が不足している	O
水防体制	○自主防災組織の立ち上げ補助や育成を行っている ○防災組織の協議会を設置している ○自主防災組織への資機材の補助を行っている ○国と関連自治体が共同で重要水防箇所の点検を行っている	
	●水防団構成員の高齢化が顕著である ●自主防災組織の組織率が低下している	P
	●連絡体制の不備により出動初動体制が混乱している	Q

※表中のアルファベットは、概ね5年間で実施する取組内容（P19～31）の「課題の対応」対応項目を表す。

【奈良県管理区間における現状と課題】

項目	○現状 と ●課題	
水防体制	○ほとんどの自治体で水防（消防）団員が高齢化している ○ほとんどの自治体で水防（消防）団員が不足している ○水防（消防）団員を募集している ○水防訓練を実施していない	
	●水防（消防）団員の若返りや人員を確保する必要がある ●水防訓練を実施する必要がある	①
河川水位等に係る情報の提供	○住民に河川水位に関する情報を提供していない ○重要水防箇所の点検を実施していない ○水防警報は、遅滞なく確実に関係者に伝達できていない自治体もある	
	●河川水位に係る情報を提供する必要がある ●重要水防箇所の点検を実施する必要がある	①

※表中のアルファベットは、概ね5年間で実施する取組内容（P19～31）の「課題の対応」対応項目を表す。

③ 氾濫水の排水に関する事項

項目	○現状 と ●課題	
排水施設、排水資機材の操作・運用について	○国交省では、浸水発生時に排水ポンプ車等を投入し、宅地及び公共施設等の浸水被害長期化を軽減させる ○水機構が所有する排水ポンプ車、可搬式浄水装置等の貸与及び職員派遣等の支援を行う	R
	●氾濫発生後、速やかに被害状況の把握が出来ていない ●排水ポンプ車の最適配置計画がない ●ボランティア活動等の支援活動の効率的な運用（活用）が出来ていない	

※表中のアルファベットは、概ね5年間で実施する取組内容（P19～31）の「課題の対応」対応項目を表す。

【奈良県管理区間における現状と課題】

項目	○現状 と ●課題	
氾濫水の排水について	○可搬式ポンプ等を整備している自治体もある ○ほとんどの自治体で水路以外の治水施設は整備していない ○浸水想定区域内の土地利用制限等は行われていない	K
	●各自治体の地形条件に応じた排水施設の整備が必要である ●必要に応じて、浸水想定区域内の土地利用制限やリスク説明等の措置が必要である	

※表中のアルファベットは、概ね5年間で実施する取組内容（P19～31）の「課題の対応」対応項目を表す。

④ 重要施設の耐水化に関する事項

【奈良県管理区間における現状と課題】

項目	○現状 と ●課題	
庁舎、重要施設の耐水化について	○自治体の庁舎が耐水化されていない ○庁舎の電源設備が浸水するフロアにある自治体がある	
	●自治体庁舎や重要施設の電源設備を浸水しないフロアに移設する必要がある	①

※表中のアルファベットは、概ね5年間で実施する取組内容（P19～31）の「課題の対応」対応項目を表す。

⑤ 河川管理施設の整備に関する事項

項目	○現状 と ●課題	
排水施設、排水資機材の操作・運用について	○過去の浸水被害などを踏まえて、河川改修を実施してきている	
	●洪水の流下に対して、河積が狭小な区間がある	S
	●完成された堤防とするには時間、費用を要する	T

※表中のアルファベットは、概ね5年間で実施する取組内容（P19～31）の「課題の対応」対応項目を表す。

【奈良県管理区間における現状と課題】

項目	○現状 と ●課題	
堤防等河川管理施設の現状の整備状況	○河川整備計画に基づく河川改修を実施している。	
	●計画堤防断面に対して高さや幅が不足している区間があり、洪水により氾濫する恐れがある ●河川改修の完了には時間・費用を要する	㊦

※表中のアルファベットは、概ね5年間で実施する取組内容（P19～31）の「課題の対応」対応項目を表す。

(2) 土砂災害に係る現状と課題

① 情報伝達、避難計画等に関する事項

※現状：○、課題：●（以下同様）

項目	○現状 と ●課題	
想定される土砂災害リスクの周知	○土砂災害防止法による土砂災害警戒区域（イエローゾーン）および土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）を指定している ○土砂災害警戒区域（イエローゾーン）および土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）を地域防災計画に反映している ○土砂災害リスクのハザードマップを作成している	
	●基礎調査や警戒区域等の指定が完了していない区域が多く、住民に土砂災害の危険性が十分に伝わっていない	U
	●近年に指定されたものが、地域防災計画に反映されていない地区がある	V
	●ハザードマップが未作成の地区がある	W
土砂災害警戒情報発令から避難判断の情報連絡体制について	○府県と気象庁が共同で土砂災害警戒情報を発令している ○府県から市町村に土砂災害警戒情報を伝達し、市町村で住民への避難勧告等の発令を判断している ○気象台から、報道機関に情報提供を行い、テレビのテロップ等で住民に情報提供している	
	●避難勧告が夜間の場合、避難中の災害や事故等が懸念される ●空振りの避難勧告が多発した場合に信憑性が薄れる	X

※表中のアルファベットは、概ね5年間で実施する取組内容（P19～31）の「課題の対応」対応項目を表す。

項目	○現状 と ●課題	
避難判断基準について	○大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ土砂警戒情報が発表されて、首長が必要と判断したときに発令している ○近隣で前兆現象などが確認されたときに発令している	
	●避難判断基準が客観的なものになっていない ●土砂災害に関する避難勧告等の発令基準の制定が十分でない	Y
避難指示・勧告の伝達方法について	○防災行政無線、携帯メール、ラジオ、広報車等で伝達周知する	
	●メールやWEB等の通信手段では、高齢者等に防災情報が伝わりにくい ●住民に対し切迫感が伝わっていない ●住民の防災意識・知識が十分でない ●豪雨時には、防災行政無線や広報車からの避難情報放送が聞こえにくい	Z
要配慮施設等への伝達方法について	○自治会長等を通じて、対象者へ伝達する ○緊急の場合や適切な情報手段がない場合は、支援者等が対象者宅を直接訪問して、情報を伝達する	
	●要配慮者利用施設や要支援者が把握し切れておらず、直接伝達する場合の担当者が決まっていない	AA
避難に関する啓発活動について	○三重県では、市町担当者を対象に、土砂災害警戒避難ガイドラインなどを説明している ○京都府では、小学校に出前講座を実施している	
	●土砂災害経験の無い世代への防災意識の伝承が十分でない	AB

※表中のアルファベットは、概ね5年間で実施する取組内容（P19～31）の「課題の対応」対応項目を表す。

② 防災に関する事項

項目	○現状 と ●課題	
土砂災害警戒区域等の巡視について	○自治体・消防団等と、土砂災害に対しリスクの高い箇所の合同巡視を実施している	
	●対象範囲が広く、優先的に防災活動を実施すべき箇所の特定・共有が十分にされていない	AC
防災体制	○避難訓練を実施している	
	●大規模土砂災害の経験がなく、連絡体制の不備による出動初動体制の混乱が懸念される	AD
市町村での土砂災害時における対応について	○本庁舎に災害対策本部を設置して対応する	
	●大規模土砂災害時には、避難した住民を受け入れること等により、本来実施すべき事務等に支障を来すことが懸念される	AE

※表中のアルファベットは、概ね5年間で実施する取組内容（P19～31）の「課題の対応」対応項目を表す。

(3) 複合災害に係る現状と課題

① 情報伝達、避難計画等に関する事項 など

項目	○現状 と ●課題	
想定される複合災害リスクについて	○ —	
	●水害と土砂災害が同時に発生した場合の災害リスクを想定できていない	AF

※表中のアルファベットは、概ね5年間で実施する取組内容（P19～31）の「課題の対応」対応項目を表す。

5. 減災のための目標

円滑かつ迅速な避難や的確な水防活動の実施、及び円滑かつ迅速な氾濫水の排水等の対策を実施することで、参加機関が連携して平成 32 年度までに達成すべき目標は以下のとおりとした。

【今後 5 年間で達成すべき目標】

平成 27 年 9 月の関東・東北豪雨や平成 26 年 8 月の広島土砂災害等の教訓を踏まえ、木津川上流域の大規模水害・土砂災害及び複合災害に対し「逃がす・防ぐ・回復する」ことにより減災する。

【目標達成に向けた取組方針】

1. 逃げ遅れをなくす的確な避難行動のための取組
2. 氾濫時、土砂災害時及び複合災害時に人命と財産を守る災害活動の強化
3. 一刻も早く日常生活を回復するための取組

6. 概ね5年で実施する取組

氾濫・土砂災害及び複合災害が発生することを前提として、社会全体で常にこれに備える「水防災意識社会」等を再構築することを目的に、各構成員参加機関が取り組む主な内容は次のとおりである。

1) ハード対策の主な取組

各参加機関が実施するハード対策のうち、主な取組項目・目標時期・取組機関については、以下のとおりである。

【国管理区間における取組】

主な取組項目	課題の対応	目標時期	取組機関
■洪水を河川内で安全に流す対策 ・服部川（木津川合流点～柘植川合流点付近）の河道掘削 ・名張川（朝日町地区）の河道掘削	S	順次実施	近畿地整
■危機管理型ハード対策 ・天端の保護 ・裏法尻の補強	T	平成32年度	近畿地整
■避難行動、水防活動に資する基盤等の整備 ・円滑かつ迅速な避難に資する施設（ハード整備）を行う ・水防団の円滑な水防活動を支援するため簡易水位計や量水標等の設置を行う ・排水施設の耐水化、庁舎の耐水対策を行う ・砂防堰堤の補修及び砂防堰堤の設置	H	平成28年度から 順次実施	近畿地整
	K	平成28年度から 順次実施	近畿地整
	N	平成28年度から 順次実施	9市町村 水資源機構 近畿地整
			近畿地整

※表中のアルファベットは、現状の取組状況の課題（P6～17）に対応。

【三重県管理区間における取組】

主な取組項目	課題の 対応	目標時期	取組機関
■洪水を河川内で安全に流す対策 ・木津川等における河川改修 ・県管理区間における河川堆積土砂撤去と河道内樹木の伐採	S	順次実施	三重県
■危機管理型ハード対策 ・天端の保護 ・裏法尻の補強	T	順次実施	三重県
■避難行動、水防活動に資する基盤等の整備 ・水防団の円滑な水防活動を支援するため、木津川、服部川、柘植川等を中心に危機管理型水位計や量水標等の設置を行う ・県管理区間における砂防施設の整備や急傾斜地崩壊対策、既存施設の維持修繕	K N	平成30年度から 順次実施 順次実施	三重県 三重県

※表中のアルファベットは、現状の取組状況の課題（P6～17）に対応。

【奈良県管理区間における取組】

主な取組項目	課題の 対応	目標時期	取組機関
■洪水を河川内で安全に流す対策 ・河川整備計画に基づく河川改修の実施 ・河道内樹木の伐採や河道内堆積土砂の除去等	㊦	順次実施	奈良県 近畿地整
■危機管理型ハード対策 ・堤防天端の保護 ・裏法尻の補強	㊦	平成31年度から 実施	奈良県 近畿地整

※表中のアルファベットは、現状の取組状況の課題（P6～17）に対応。

2) ソフト対策の主な取組

参加機関が実施するソフト対策のうち、主な取組項目・目標時期・取組機関については、以下のとおりである。

a) 水害に対するソフト対策

① 逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取り組み

【国管理区間・三重県管理区間における取組】

主な取組項目	課題の対応	目標時期	取組機関
■情報伝達、避難計画等に関する事項 ・避難勧告に着目したタイムラインを策定する（あわせて県～市間のホットラインを構築） ・参加市町村による広域避難計画の策定を行う ・広域避難を踏まえた避難勧告等の発令基準の見直しを行う ・わかりやすい洪水予報文の改良と運用 ・地区別の発令情報、及び発令基準等の検討 ・要援護者を考慮した避難勧告等発令基準の見直しを行う ・ダム警報局スピーカーの有効活用	C	平成 28 年度から 順次実施	9 市町村 三重県
	G	平成 29 年度から 順次実施	9 市町村
	C	平成 29 年度から 順次実施	9 市町村
	E	平成 28 年度から 順次実施	気象庁 近畿地整
	C	平成 28 年度から 順次実施	協議会全体
	D	平成 28 年度から 順次実施	9 市町村
	H	平成 28 年度から 順次実施	5 市町村 水資源機構
■平時から住民等への周知・教育・訓練に関する事項 ・想定最大外力を対象とした洪水浸水想定区域図及び家屋倒壊等氾濫想定区域図の策定・公表を行う ・想定最大外力を対象とした氾濫シミュレーションの公表を行う ・広域避難計画等を反映した洪水ハザードマップの策定・周知を行う ・首長も参加したロールプレイング等の実践的な避難訓練を実施する	A	平成 28 年度	近畿地整 3 府県
	B	平成 28 年度	近畿地整 3 府県
	F	平成 28 年度から 順次実施	9 市町村
	Q	平成 28 年度から 順次実施	協議会全体

※表中のアルファベットは、現状の取組状況の課題（P6～17）に対応。

主な取組項目	課題の 対応	目標時期	取組機関
<p>■平時から住民等への周知・教育・訓練に関する事項（つづき）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日常から水災害意識の向上を図り、迅速な避難を実現するため、まるごとまちごとハザードマップを整備していく ・小中学校における水災害教育を実施する ・要配慮者利用施設における避難計画の策定及び訓練の促進 ・効果的な「水防災意識社会」再構築に役立つ広報や資料を作成する ・ダムの防災操作や放流連絡体制の周知を行う 	<p>F</p> <p>J</p> <p>I</p> <p>J</p> <p>J</p>	<p>平成 28 年度から 順次実施</p> <p>平成 28 年度から 順次実施</p> <p>平成 28 年度から 順次実施</p> <p>平成 28 年度から 順次実施</p> <p>引き続き実施</p>	<p>9 市町村</p> <p>協議会全体</p> <p>9 市町村</p> <p>協議会全体</p> <p>水資源機構</p>
<p>■円滑かつ迅速な避難に資する施設整備に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民の避難行動を促し、迅速な水防活動を支援するため、スマートフォンを活用したリアルタイム情報の提供やプッシュ型情報の発信を行う ・避難情報を各世帯へ確実に届けるため防災行政無線の普及（無線のデジタル化等） ・避難情報を対象者へ確実に届けるためにケーブルテレビや防災メールへの登録、配信サービスや SNS の活用等 ・防災対策や住民の避難行動の判断をより分かりやすくするため、水位計や CCTV カメラの情報を提供（配信） ・緊急放送をよりわかりやすく伝えるため、放送のあり方等の検討を行う ・豪雨等災害情報を市町村へよりわかりやすく伝えるため、電光表示板を用いた文字表示による情報提供を行う 	<p>H</p> <p>H</p> <p>H</p> <p>H</p> <p>H</p> <p>H</p>	<p>引き続き実施</p> <p>平成 28 年度から 順次実施</p> <p>平成 28 年度から 順次実施</p> <p>平成 28 年度から 順次実施</p> <p>引き続き実施</p> <p>引き続き実施</p>	<p>近畿地整</p> <p>9 市町村</p> <p>9 市町村 3 府県 近畿地整</p> <p>9 市町村 3 府県 水資源機構 近畿地整</p> <p>2 市町村</p> <p>水資源機構</p>

※表中のアルファベットは、現状の取組状況の課題（P6～17）に対応。

【奈良県管理区間における取組】

主な取組項目	課題の 対応	目標時期	取組機関
<p>■県～市町村間のホットラインの整備に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ホットライン構築による県・市町村の連絡体制強化、住民への情報提供の確実な実施 <p>■避難勧告等の発令に着目したタイムラインの作成・更新・活用に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難勧告等の発令基準の設定 ・水位周知河川外における発令基準検討 ・避難勧告等の発令に着目したタイムラインの作成・更新 ・タイムラインの作成及び更新に関する支援 ・タイムラインに基づく訓練の実施 	⑥	平成 30 年度	1 市 3 村 奈良県 近畿地整
	③	平成 30 年度	1 市 3 村 奈良県 近畿地整
	③	平成 33 年度	1 市 3 村 奈良県
	④	平成 32 年度	宇陀市 奈良県 近畿地整 奈良地方気象台
	④	平成 32 年度	奈良県 近畿地整 奈良地方気象台
	④	平成 32 年度	宇陀市 奈良県 近畿地整 奈良地方気象台

※表中のアルファベットは、現状の取組状況の課題（P6～17）に対応。

主な取組項目	課題の 対応	目標時期	取組機関
■ハザードマップの作成・周知等に関する事項 <ul style="list-style-type: none"> ・ 想定最大外力を対象とした洪水浸水想定区域図の策定・公表 ・ 洪水浸水想定区域図の水害ハザードマップへの反映 ・ 改正水防法への理解促進、浸水実績図の公表に向けた仕組みづくり ・ 広域避難に向けた調整及び検討 ・ 広域避難を考慮したハザードマップへの更新・周知 ・ まるごとまちごとハザードマップの検討 ・ 避難場所並びに避難経路の指定・更新及び周知 ・ 要配慮者利用施設の現状把握 ・ 要配慮者利用施設の避難計画作成の促進および避難訓練の促進支援 	(a) (a) (a) (e) (e) (e) (g) (g) (g)	平成 31 年度 平成 33 年度 平成 29 年度から 順次実施 平成 29 年度から 順次実施 平成 33 年度 平成 30 年度から 順次実施 平成 33 年度 平成 30 年度から 順次実施 平成 32 年度	奈良県 近畿地整 宇陀市 奈良県 1 市 3 村 奈良県 宇陀市 奈良県 宇陀市 奈良県 宇陀市 奈良県 近畿地整 宇陀市 奈良県 宇陀市 奈良県 宇陀市 奈良県
■防災教育や防災知識の普及に関する事項 <ul style="list-style-type: none"> ・ 小中学校や地域を対象とした水災害教育の実施 ・ 水害リスクの程度に応じた水災害意識啓発の広報（出前講座の実施） 	(h) (h)	平成 29 年度から 順次実施 平成 29 年度から 順次実施	1 市 3 村 奈良県 近畿地整 奈良地方気象台 1 市 3 村 奈良県 近畿地整 奈良地方気象台

※表中のアルファベットは、現状の取組状況の課題（P6～17）に対応。

主な取組項目	課題の 対応	目標時期	取組機関
■避難行動のためのリアルタイム情報 発信等に関する事項 ・リアルタイム情報の沿川住民への提供等 ・簡易水位計、量水標、CCTV カメラの設置検討・整備 ・レーダ雨量計等の代替手段の利用(情報提供場所の理解促進(ホームページリンク))	①	平成 29 年度から 順次実施	1 市 3 村 奈良県 近畿地整 奈良地方気象台
	①	平成 33 年度	1 市 3 村 奈良県 近畿地整
	①	平成 30 年度	1 市 3 村 奈良県 近畿地整 奈良地方気象台
■避難行動のためのリアルタイム情報 発信等に関する事項 ・メッシュ情報の充実(さまざまな地理情報との重ね合わせ等)・利活用の推進 ・警報等における危険度を色分け表示(分かりやすい表示)	①	平成 29 年度	奈良地方気象台
	①	平成 29 年度	奈良地方気象台

※表中のアルファベットは、現状の取組状況の課題(P6~17)に対応。

② 洪水氾濫による被害の軽減、避難時間の確保のための水防活動の取り組み

【国管理区間・三重県管理区間における取組】

主な取組項目	課題の 対応	目標時期	取組機関
■水防活動の効率化及び水防体制の強化に関する事項 <ul style="list-style-type: none"> ・水防団等への連絡体制の再確認と伝達訓練を実施する ・毎年、水防団や地域住民が参加し水害リスクの高い箇所共同点検を行う ・迅速な水防活動を支援するため新技術を活用した水防資機材等の配備、水防資機材の全体配置計画の見直し（運搬ルート含む）を行う ・毎年、関係機関が連携した実働水防訓練を実施する ・住民の避難行動を促し、迅速な水防活動を支援するため、スマートフォンを活用したリアルタイム情報の提供やプッシュ型情報の発信を行う。 【再掲】	Q	平成 28 年度から 順次実施	9 市町村
	L	平成 28 年度から 順次実施	協議会全体
	M	平成 28 年度から 順次実施	6 市町村 3 府県 近畿地整
	Q	平成 28 年度から 順次実施	協議会全体
	K	引き続き実施	近畿地整
■市町村庁舎や災害拠点病院等の自衛水防の推進に関する事項 <ul style="list-style-type: none"> ・水防活動の担い手となる水防協力団体の募集・指定を促進する ・大規模工場等へ浸水リスクの説明と水害対策等の啓発活動を行う 	P	平成 28 年度から 順次実施	6 市町村
	O	平成 28 年度から 順次実施	9 市町村

※表中のアルファベットは、現状の取組状況の課題（P6～17）に対応。

【奈良県管理区間における取組】

主な取組項目	課題の 対応	目標時期	取組機関
■水防活動の強化に関する事項 ・水防団員や消防団員・水防協力団体の募集・指定を促進 ・出動基準の必要性の再確認、基準整備 ・水防団(消防団含む)との情報伝達訓練の実施 ・関係機関が連携した実働水防訓練の実施(水防資材の点検管理含む) ・想定最大規模洪水を踏まえた浸水時においても災害対応を継続するための庁舎等施設の改善検討(自家発電装置等の耐水化など) ・想定最大規模洪水を踏まえた施設浸水を想定したBCPの検討	①	平成32年度	1市3村 奈良県
	①	平成31年度	1市3村 奈良県
	①	平成30年度から 順次実施	1市3村 奈良県 奈良地方気象台
	①	平成32年度	1市3村 奈良県 近畿地整 奈良地方気象台
	①	平成33年度	宇陀市 奈良県
	①	平成33年度	宇陀市 奈良県
■水防活動支援のための情報公開、情報共有に関する事項 ・重要水防箇所の情報共有と関係市町等との共同点検の実施	①	平成31年度から 順次実施	1市3村 奈良県 近畿地整 奈良地方気象台

※表中のアルファベットは、現状の取組状況の課題(P6~17)に対応。

③ 一刻も早い生活再建及び社会経済活動の回復を可能とするための排水活動の取組

【国管理区間・三重県管理区間における取組】

主な取組項目	課題の対応	目標時期	取組機関
・ 氾濫水を迅速に排水するため、排水施設情報の共有・排水手法等の検討を行い、大規模水害を想定した木津川上流域排水計画（案）を作成する	R	平成 28 年度	近畿地整
・ 排水ポンプ車出動要請の連絡体制を整備し、排水計画に基づく排水訓練を実施する	R	平成 28 年度から 順次実施	8 市町村 水資源機構 近畿地整
・ B C P（事業継続計画）を作成する	N	平成 28 年度から 順次実施	協議会全体

※表中のアルファベットは、現状の取組状況の課題（P6～17）に対応。

【奈良県管理区間における取組】

主な取組項目	課題の対応	目標時期	取組機関
■排水活動及び施設運用の強化に関する取組事項			
・ 排水施設等の検討・整備	Ⓚ	平成 30 年度から 順次実施	1 市 3 村 奈良県
・ 大規模工場等への浸水リスクの説明と水害対策等の啓発活動	Ⓚ	平成 29 年度から 順次実施	宇陀市 奈良県
■土地利用に関する取組事項			
・ 浸水被害軽減地区の検討	Ⓚ	平成 33 年度	宇陀市 曽爾村 奈良県
・ 適切な土地利用の促進、周知	Ⓚ	平成 33 年度	宇陀市 曽爾村 奈良県

※表中のアルファベットは、現状の取組状況の課題（P6～17）に対応。

b) 土砂災害に対するソフト対策

① 逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取り組み

主な取組項目	課題の 対応	目標時期	取組機関
■土砂災害防止法に基づく事項 ・基礎調査の実施 ・基礎調査の公表 ・土砂災害警戒区域（イエローゾーン） および土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）の指定 ・地域防災計画への反映 ・ハザードマップ作成	U	平成 28 年度から 順次実施 (奈良県：平成 30 年度完了)	3 府県
	U	平成 28 年度から 順次実施 (奈良県：平成 31 年度完了)	3 府県
	U	平成 28 年度から 順次実施 (奈良県：平成 31 年度完了)	3 府県
	V	平成 28 年度から 順次実施	3 府県 9 市町村
	W	平成 28 年度から 順次実施	3 府県 9 市町村
■情報伝達、避難計画等に関する事項 ・土砂災害警戒情報～避難勧告 タイムラインの作成 ・地域避難計画（自治会単位）の作成 ・避難勧告等の発令基準の見直し、客観化 ・わかりやすい情報提示手法の検討 ・教育・啓発活動の実施 ・災害予測手法、システムの整備 ・「地域防災マップづくりワークショップ」に対する支援	X	平成 28 年度から 順次実施	3 府県・気象庁 9 市町村
	AA	平成 28 年度から 順次実施	3 府県 9 市町村
	Y	平成 28 年度から 順次実施	3 府県 9 市町村
	Z	平成 28 年度から 順次実施	9 市町村 気象庁
	AB	引き続き実施	協議会全体
	Z	平成 28 年度から 順次実施	9 市町村 2 府県 近畿地整
	W	引き続き実施	1 府県

※表中のアルファベットは、現状の取組状況の課題（P6～17）に対応。

② 土砂による被害の軽減、避難時間の確保のための防災活動の取り組み

主な取組項目	課題の対応	目標時期	取組機関
・ 避難訓練（広域、自治会単位）の実施	AD	引き続き実施	協議会全体
・ 毎年、消防団や地域住民が参加し土砂災害リスクの高い箇所の共同点検を行う	AC	平成 28 年度から 順次実施	9 市町村 3 府県

※表中のアルファベットは、現状の取組状況の課題（P6～17）に対応。

③ 一刻も早い生活再建及び社会経済活動の回復を可能とするための復旧活動の取組

主な取組項目	課題の対応	目標時期	取組機関
・ B C P（事業継続計画）を作成する	AE	平成 28 年度から 順次実施	協議会全体

※表中のアルファベットは、現状の取組状況の課題（P6～17）に対応。

c) 複合災害に対するソフト対策

① 逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取り組み など

主な取組項目	課題の対応	目標時期	取組機関
■情報伝達、避難計画等に関する事項 ・ 複合災害を対象とした被害想定等の検討を行い、複合災害の被害想定等を対象とした取組について進めていく。	AF	平成 29 年度から 順次実施	近畿地整

※表中のアルファベットは、現状の取組状況の課題（P6～17）に対応。

7. フォローアップ

今後、想定最大規模の洪水や大規模土砂災害・複合災害に対する取組方針については、改めて検討を行い、取組方針の見直しを実施する。

各機関の取組内容については、必要に応じて、防災業務計画や地域防災計画等に反映することによって責任を明確にし、組織的、計画的、継続的に取り組むこととする。

原則、本協議会を毎年出水期前に開催し、取組の進捗状況を把握し、必要に応じて取組方針を見直すこととする。また、実施した取組についても訓練等を通じて習熟、改善を図る等、継続的なフォローアップを行うこととする。

なお、本協議会は、今後、全国で作成される他の取組方針の内容や技術開発の動向等を収集した上で、随時、取組方針を見直すこととする。

平成28年7月26日策定

平成29年5月30日一部改定

平成30年6月 1日一部改定